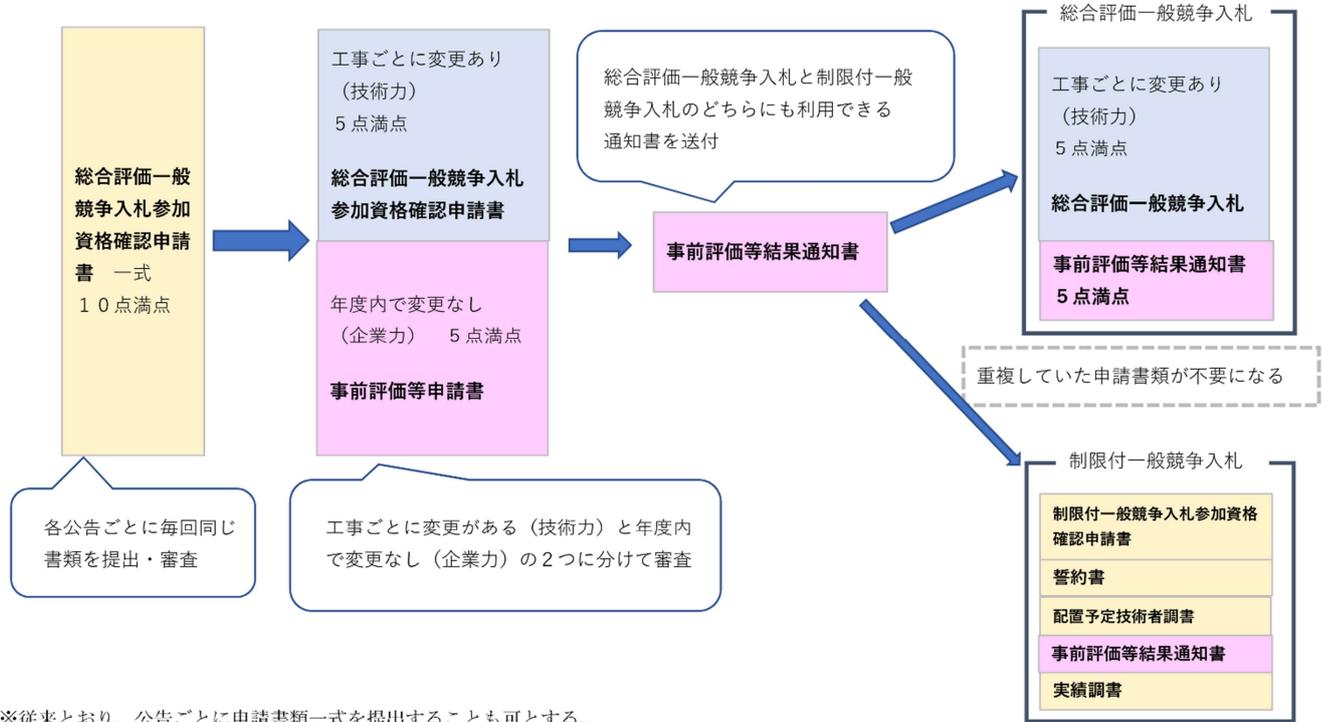
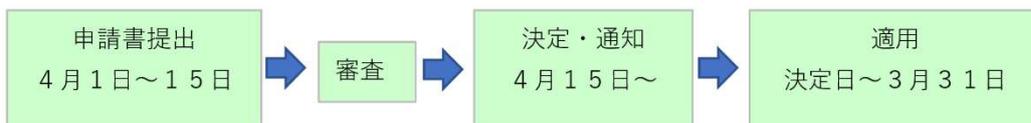


一般競争入札（総合評価、制限付）に参加する際に提出する書類の一部を事前申請することにより、発注者と入札参加者双方の負担軽減を図るための制度です。

【概要】



【申請の流れ】



随時、追加申請・変更申請を受付します。その際の適用期間については決定通知書を参照してください。

【提出書類】

- ①本宮市一般競争入札に係る事前評価等申請書（様式第1号）
- ②事前評価点算定資料一覧表
- ③評価を希望する項目の確認資料

【総合評価一般競争入札における事前評価項目及び配点について】

(1) 企業の技術力（実績・経験等）

評価項目	評価基準	配点（1点）	提出資料
優良工事表彰等	過去10年間に福島県発注の同種・類似工事において優良工事表彰等の受賞実績がある場合に評価する。	0.5点	過去10年間の福島県優良工事表彰の写し
	上記以外	0点	
品質管理能力	企業がISO9001の認証を取得している場合に評価する。	0.5点	ISO9001の写し
	上記以外	0点	

(2) 地域社会に対する貢献度

評価項目	評価基準	配点（4点）	提出資料
本・支店の所在地 ※	入札参加業者の本店の所在地が本宮市にある場合に評価する。	1.5点	商業登記簿謄本又は商業登記事項証明書の写し（提出日前3ヶ月以内に発行）
	入札参加業者の支店又は営業所の所在地が本宮市にある場合に評価する。	1.0点	商業登記簿謄本又は商業登記事項証明書の写し（提出日前3ヶ月以内に発行）
	上記以外	0点	
除雪・災害活動の実績 ※	過去2年間に本宮市発注の、除雪の受注実績（本宮市と市道除雪機械借上業務単価契約を締結している場合を含む。）や災害の出動実績（水道漏水当番を含む。）がある場合に評価する。	1.0点	様式第5号 地域社会に対する貢献度調書（その1） 過去2年間の活動実績等を証明できる資料
	過去2年間に本宮市内で、他の公共機関発注の除雪の受注実績（除雪に係る契約を締結している場合を含む。）又は災害の出動実績がある場合に評価する。	0.5点	様式第5号 地域社会に対する貢献度調書（その1） 過去2年間の活動実績等を証明できる資料
	上記以外	0点	
市民の雇用	本宮市民の雇用の割合が、50%以上である場合に評価する。	0.5点	様式第6号 地域社会に対する貢献度調書（その2）
	上記以外	0点	
ボランティア活動等	過去2年間に、本宮市内で、道路・河川愛護活動、その他地域の活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合に評価する。	0.5点	様式第5号 地域社会に対する貢献度調書（その1） 過去2年間の活動実績等を証明できる資料
	上記以外	0点	
働く女性応援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合。	0.5点	「働く女性応援」中小企業認証書の写し
環境保全への取組	ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合	左記4項目のうち、いずれか2項目以上に該当する場合	ISO14001又はエコアクション21の認証書の写し
障がい者の雇用	法定義務のある企業にあつては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあつては、障がい者を雇用している場合		様式第7号 地域社会に対する貢献度調書（その3） 障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受領印があるもの）又は障害者手帳等の写し等、障がい者の雇用が確認できるもの
消防団員の雇用	本宮市消防団員を雇用している場合		様式第7号 地域社会に対する貢献度調書（その3） 本宮市消防団員証明書の写し及び健康保険被保険者証の写し
	上記以外	0点	

※ 2項目に該当する場合は、配点の高い方の点数を加算する。

## ○注意事項

### 1. 各項目共通事項

- (1) 評価基準中「過去□年間」は、入札日の属する年度の前年度から起算して□年間とする。ただし、入札日の属する年度の完成又は施工中の工事も含める。
- (2) 提出資料により確認できない場合は、評価の対象とならない。
- (3) 記載事項の基準日は、毎年4月1日とする。ただし、書類提出後に記載内容の変更が生じた場合は速やかに再申請すること。
- (4) 本基準について不明な点等は、本宮市財務部財政課契約管財係へ問い合わせること。

### 2. 企業の技術力

- (1) 優良工事表彰は、過去10年間に福島県発注工事において対象工事と同部門と認められる優良工事表彰の受賞実績がある場合に評価の対象とする。

### 3. 本・支店の所在地

本・支店の所在地は、入札の属する当該年度の4月1日以降から入札日まで引き続き本宮市有資格者名簿に登録されている本店、委任を受けた支店・営業所で、かつ本宮市に法人市民税を納付している場合に評価の対象とする。

### 4. 地域社会に対する貢献度

- (1) ボランティア活動は、次のすべての条件を満たすものとする。
  - ① 本宮市内の公共施設（公共道路、河川等を含む。）に関するもの
  - ② 人的活動のもの
  - ③ 企業として参加したもの（従業員が個人として地域活動等に参加したものは含まない。）
- (2) 雇用は、常用労働者の雇用とする。なお、常用労働者は、次のいずれかに該当する労働者とする。
  - ① 期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者
  - ② 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、全2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われている者
  - ③ 事業主、その家族、重役又は理事等の役員でも、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者

## 【申請期間】

毎年4月1日～4月15日までに郵送等で本宮市財務部財政課まで提出すること。

## 【事前評価点等の通知】

申請書と添付資料の確認を行い、評価点等について「事前評価等決定通知書（様式第2号）」により通知します。なお、添付資料等については返却しません。

## 【変更申請】

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「本宮市一般競争入札に係る事前評価等変更申請書（様式第3号）」により変更申請してください。なお、変更があった項目の書類のみを提出し、変更がない項目についての資料の再提出は不要です。また、本制度の変更申請を入札参加資格変更申請に替えることができます。